

答申第 800 号

情公第 2789 号

令和 7 年 1 月 6 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会
会長 田村 達久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和元年 7 月 4 日付けで諮問された特定事件に関する文書一部非公開の件
（その51）（諮問第839号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事は、行政不服審査法第46条第1項の規定に基づく平成31年1月9日付け裁決を受けて行った、同年4月17日付け行政文書一部公開決定における非公開情報のうち、別表の項番9、10、11、15及び16の「非公開情報」欄に掲げる情報を公開すべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、平成28年9月23日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、特定事件に関する情報一切について、行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- (2) 本件公開請求に対し、実施機関は、平成28年10月5日付けで、条例第10条第4項の規定に基づき、諾否の決定期間を延長する決定を行った上で、同年11月21日付けで、行政文書一部公開決定（以下「原処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成29年2月23日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、原処分の取消しを求める審査請求（以下「前回審査請求」という。）を行った。
- (4) 前回審査請求に対し、諮問実施機関（条例第17条に規定するものをいう。以下同じ。）は、平成29年7月6日付けで神奈川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に諮問した。
- (5) 上記(4)の諮問に対し、当審査会は、平成30年11月19日付けで別表の「行政文書名」欄に掲げる文書を特定の上、改めて諾否の決定をすべきであるとする答申（以下「前回答申」という。）を行った。
- (6) 前回答申を受けた諮問実施機関は、平成31年1月9日付けで裁決（以下「本件裁決」という。）を行い、本件裁決を受けた実施機関は、審査請求人に対し、平成31年4月17日付けで、別表の「行政文書名」欄に掲げる行政文書を特定した上で、当該各行政文書に含まれる別表の項番2から18までの「非公開情報」欄に掲げる各情報（以下「本件非公開情報」という。）が条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報、同条第2

号に規定する法人等に関する情報又は同条第4号柱書に規定する事務等に関する情報に該当することを理由として、行政文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

- (7) 審査請求人は、令和元年5月16日付けで、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (8) なお、過去に当審査会は、本件非公開情報と同一の情報の非公開情報該当性が争われた同一の審査請求人による諮問案件を審議しており、実施機関に対し、別表の「当審査会が判断を示した過去の答申」欄に掲げる答申を行っている。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 行政文書の特定の妥当性について

ア 文書の探索が不十分であるか、又は、対象文書を情報公開の適用除外か、解釈上の不存在と判断することが違法である。

イ 前回答申において文書の特定漏れが認定されている。また、実施機関の別の担当部署は、平成31年1月30日付け弁明書においてさらに特定漏れを起こしたことを自白している。それらの経緯を鑑みても、さらに特定漏れを行っていることが否定できない。

ウ 原処分について審査会で審査済みであるとの弁明があるが、実施機関が答申を尊重した裁決をするか、裁決通りの処分をするかどうかは、別の問題であり、実際に、答申とは異なる処分がなされることが生じている以上、審査済みであるということはできない。

(2) 非公開情報該当性について

ア 別表の項番2の「非公開情報」欄に掲げる情報について

措置入院は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）第28条の2及び厚生労働大臣の定める基準により、精神障害により自傷他害のおそれが著しいことのみにより決定されるものであり、その決定は精神保健指定医が行うものである。そして、措置症状と言われる精神障害による自傷他害のおそれが著しいことが滅失すれば、対象者の人権擁護の観点から直ちに措置入院を解除するもの

である。ゆえに、措置入院者の病状以外の要因により、措置入院が解除又は延長されるおそれは生じないため、措置入院の適正な遂行に支障は生じず、条例第5条第4号には該当しない。

むしろ、障害者の権利に関する条約では強制入院自体の廃止が規定しており、国連の自由権規約委員会や拷問禁止委員会からも、強制的精神医療に関する情報の隠蔽をやめて、市民社会とくに精神障害又はそうとみなされた当事者の団体や人権擁護関連の市民団体と積極的に共有すべきであると勧告されている。それら条約及びガイドライン又は勧告の趣旨も反映すべきである。

また、精神保健福祉法に基づく実地審査マニュアルは、凄惨な強制的精神医療の現状に鑑みても、本来、パブリックコメント等により広く国民の批判が検討されるべきものであり、主権者の徹底的な批判にさらされて改訂しなければならない。したがって、輪をかけて同条第4号には該当しない。

イ 別表の項番3及び4の「非公開情報」欄に掲げる情報について

弁明書によれば、前年度の指導件数の多寡に応じて今年度の実地指導における重点事項を決定しているとある。しかし、条例第10条第3項後段により、不開示理由が消失する期日を明記しなければならないにもかかわらず、今年度の実地指導が終了した時に不開示理由が消失する旨の記載は一切なかった。ゆえに、実施機関の弁明は、審査請求を受けて急遽案出した弁明に過ぎない。

また、実施機関は、重点指導事項と同一視できるとされる情報を開示することにより、精神科病院が実地指導の手法に不当な介入を招き、実地指導を形骸化するおそれがあると主張する。しかし、精神科病院に対する実地指導の実施に当たっては精神科病院の担当者を集めての説明会が事前に行われ、検査事項が周知されていること及び精神科病院はその時点で本件不開示情報に相当する情報を入手しているものであり、実施機関の憂慮する事態はすでに現実のものとなっていることになる。したがって、情報公開により、実施機関の説明するおそれは惹起されず、条例第5条第4号には該当しない。

さらに、現時点では、当該年度の実地指導が終了していることから、たとえ上記主張が認められなかったとしても、再決定時においては不開示理由が消失したとして開示すべきである。

ウ 別表の項番5の「非公開情報」欄に掲げる情報について

輪番病院、基幹病院、当番病院等は病院の名称や病床数が自治体のホームページや情報公開請求に対する公開文書等において公開されている。

さらに、患者や患者の家族は、日本国憲法第13条で保障されるインフォームド・コンセントの権利を行使すること、医療法の規定により、自身や家族が受診・受療する病院を選ぶことができる。ゆえに、患者やその家族等が受診依頼や入院依頼をすることは、正当な権利行使であり、これを不適切な行為であるとすることはできない。

くわえて、輪番病院等は複数存在すること、情報開示と当該医療機関に依頼が集中することが惹起されることとの因果関係がないこと、そして、何よりも、患者やその家族等から直接依頼があることは当然に医療機関の想定しているものであり、想定していなければならないものである。依頼するか否かは行政の判断することではなく、誰よりも患者そして次にその家族が判断することであって、行政が介入することを大前提とすること自体に誤りがある。

また、弁明書において、県の業務委託契約に基づき処理されるべき当該業務とあるが、県の委託業務は措置入院等の公権力の行使に係る強制的精神医療のことであり、患者やその家族等の意思により診療や入院を依頼している、強制的に加療する必要のない人物にまで強制的精神医療を実施すべきと主張することは、障害者の権利条約や、精神保健福祉法に違反している。たとえ、任意入院や医療保護入院等も当該委託契約に含まれるとしたとしても、精神保健福祉法第19条の8等の規定によるものであるから、当該委託契約に則った適切な対応である。したがって、医療機関の法人等の正当な権利利益を害するおそれはなく、精神科救急医療システムにも支障が生じるおそれはないため、条例第5条第2号にも同条第4号にも該当せず、たとえ同条第2号に該当したとしても、医

療ないし精神科救急医療の病院及びその病床数という情報の性質からして患者の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報であるため、同号ただし書に該当する。

エ 別表の項番6、7及び8の「非公開情報」欄に掲げる情報について

措置入院者の支援状況は、開示文書の記載からして、統計情報又は箇条書きであり、個人識別情報とは言えず、他の統計情報が神奈川県ホームページ上で公表されており、独立行政法人統計センターが運営しているホームページ「e-Stat」に掲載されていることも神奈川県ホームページに明記されている。また、精神医学の学術雑誌等で特定の施設（病院や学校や刑事収容施設等）における本件に相当する統計情報が公になっているにもかかわらず、本件情報のみを不開示とする理由はない。

また、障害者の権利に関する条約では強制的精神医療自体の廃絶が規定されており、拷問禁止委員会や自由権規約委員会等の日本政府に対する勧告等によっても、本件対象は、障害の当事者団体や人権団体をはじめとする市民社会と積極的に共有しておくべきものであり、措置入院させられた人間の人権擁護のために重要な情報である。

さらに、一律にアンケートを条例第5条第4号を理由に非公開としているが、個々のアンケートの記載内容が非公開理由に該当しない限り公開すべきである。ほとんどの自治体は、アンケートに対する情報公開請求を一律非公開とせず、非公開事由に該当しない限り公開している。しかし、それら自治体において、実施機関の表明するおそれが現実のものとはなっていない。

したがって、条例第5条第1号及び同条第4号ともに該当しないが、たとえ同条第1号に該当したとしても、同号ただし書全てに該当する。

オ 別表の項番9、15及び16の「非公開情報」欄に掲げる情報について

面接対応実績の数値については、一般に、このような相談・面接は同じ人が継続的に面接を受けたり新たな人が面接を受けたりするなどして少しずつ増えていき、一定期間を経過したところで打ち止めになるものである。本件においても、開示文書には、あくまで9月時点での数字であることが明記されていることから、後日、最終的な数値を公表するこ

とに対して何らの支障も生じない。実施機関は、公文書管理や情報公開の精神を全く理解していない。ほとんど面接が実施されていないものがあるのであれば、その担当者が高圧的に、または権威的に対応しているなどのことが考えられ、面接対象者の権利保護のためにも開示すべきである。

カ 別表の項番10及び11の「非公開情報」欄に掲げる情報について

実施機関による、不必要な判断要素を持ち込むおそれという説明が具体的に何のことか不明であり弁明義務違反である。

措置入院先の精神病院が限られているため、ほとんどは措置入院経験者の在住する地域とは別の地域の精神病院に措置入院されること、在住する地域を所管する保健所や警察署が通報・相談を受け付けるとは限らないことに鑑みても、措置入院件数が多いこととその保健所や警察の所管する地域に措置入院経験者が多く在住していることとの間には因果関係はない。万一、自分の周囲に措置入院経験者が多く在住すると考える者がいたとしても、それと個別の事案で措置入院を要請することとは別問題であり、統計情報でしかない情報を誤解のおそれにより非公開とすることはあまりに不合理である。

また、万一、措置入院件数が多いことで誤解が生じることを前提にするとしても、通報件数、診察件数は、これを開示しても誤解が生じるおそれはない。

したがって、条例第5条第4号には該当しない。

キ 別表の項番12の「非公開情報」欄に掲げる情報について

国連勧告を見ても分かるとおおり、拷問や懲罰が医療における治療や福祉における支援と称して正当化されてしまっていることを懸念する。対象者は、偏見を恐れて「支援」を拒否するのではなく、身体拘束、精神変容薬の大量投与、電気ショック、暴言、暴行を恐れて拷問や懲罰を拒否するのである。どのような人々を強制的精神医療によって無力化しようとしているのかを開示することで、目下、精神医療の強制によって想像を絶する人権侵害を受けている人間の権利を擁護するためにも開示すべきである。

したがって、条例第5条第4号には該当しない。

ク 別表の項番13の「非公開情報」欄に掲げる情報について

受講者といっても、医師会又は病院ごとに枠が与えられて各所属の医師会又は病院の職務として当該研修に参加している以上、当該受講者個人の活動ではなく、法人や任意団体としての活動として行っているということができる。そうすると、条例第5条第1号には該当せず、同条第2号該当性により開示・不開示を判断すべきであるが、かかる研修に参加したことが明らかになっても、法人その他の団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないことから、同条第2号にも該当しない。

ケ 別表の項番14の「非公開情報」欄に掲げる情報について

連絡会議の構成員といっても、当該連絡会議ないし構成する法人ごとに枠が与えられて当該連絡会議ないし各所属の法人の職務として当該研修に参加している以上、当該受講者個人の活動ではなく、当該連絡会議や当該法人としての活動として行っているということができる。そうすると、条例第5条第1号には該当せず、同条第2号該当性により開示・不開示を判断すべきであるが、かかる会議に参加したことが明らかになっても、法人その他の団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないことから、同条第2号にも該当しない。

コ 別表の項番17及び18の「非公開情報」欄に掲げる情報について

審査会の答申例によれば、情報公開請求に対して開示したとしても、開示請求者にのみ開示するにとどまり、一般に公表することにならないとのことであるから、公表という表現は適しないというべきである。票数と点数については、開示したとしても、採点の傾向や基準が実質的に明らかとなるとは程遠く、あくまで憶測の域を出ない。そして、これを開示しなかったとしても、関係者からの選考に関する要望はなされうるものであり、選考がある以上、関係者間で一定程度の摩擦とも言える現象が生じうることは不可避である。また、万一、採点の傾向や基準が実質的に明らかになるとしても、選考が不公平であった場合に選考の不公平が明らかになることはあっても、公平性に支障を来すことにはならな

い。むしろ情報開示によって得られた情報によって関係者が行政や公益性の強い民間団体等に要望等を出すことはそもそも情報公開法制の所期するところである。

また、最終的に表彰されていないとしても、候補者に推挙されたというだけで名誉なことであり、決して不名誉なことではない。実際、映画や俳優、小説やモデルなどの表彰は、トップにならなくとも、最終選考に残ったということだけで名誉あることとして社会的に認識されている。公表していないから不開示とすると言うのは情報公開制度になじまない。公表されていないからこそ、不開示事由に該当しない限り開示すべきである。公表していないことは不開示事由ではない。

したがって、条例第5条第4号には該当しない。

(3) 条例第7条該当性について

ア 不開示部分は、いずれも、条例第7条に該当する。

イ 特定事件の重大性に鑑みて、ただし書の生命等保護規定や公益上の理由による裁量的開示規定は、まさに本件のような場合に発動すべきであって、言い換えれば、本件で発動しなければ如何なる場合にも同規定が発動されず、空文化することを懸念する。

(4) その他の主張

ア 理由付記に不備がある。

イ 実施機関は、審査会の答申で開示の判断が出ている情報につき不開示と判断している。これは、条例第16条第1項の規定に違反するとともに、同条例及び行政不服審査法の全体の精神にも違反している。このような措置を繰り返すことで審査請求人に現金書留の高額な出費を強いており、これは由々しき事態である。

4 実施機関（担当：健康医療局厚木保健福祉事務所大和センター）の説明要旨

(1) 行政文書の特定の妥当性について

審査請求人は、文書の探索が不十分であることや、解釈上、行政文書に該当しないと判断したことが違法である旨主張しているが、次のとおり、

かかる主張には理由がない。

すなわち、審査請求人は、前回審査請求においても、文書の探索が不十分であること等を主張しているが、この点については、本件裁決において明らかなように既に審査済みである。そして、実施機関においては、前回審査請求から本件裁決までの一連の審理手続において、特定事件発生以降に作成又は取得した行政文書の再探索及び対象となり得るか否かの確認を行ったことは言うまでもない。よって、本件審査請求の対象となる文書は、原処分において特定したもの及び本件処分においてあらためて特定したものであるところ、これについて変わるものではなく、また、これを覆すような新たな事情もないことに鑑みれば、本件処分における文書の特定は適当であり、遺漏がないものであるため、審査請求人の主張には理由がない。

(2) 非公開情報該当性について

ア 別表の項番 2 の「非公開情報」欄に掲げる情報について

「精神科病院実地指導・入院者実地審査マニュアルの一部改訂について」には、措置入院における実地審査に係る改訂について記載されているところ、同文書における非公開情報を公開すると、措置入院者の病状以外の要因により、措置入院が解除又は延長されるおそれが生じ、措置入院の適正な遂行に支障が生ずるおそれがある。

よって、かかる情報は条例第 5 条第 4 号柱書に該当する。

イ 別表の項番 3 及び 4 の「非公開情報」欄に掲げる情報について

「特定年度判定表番号別指導項目件数表」は、精神保健福祉法第 38 条の 6 の規定に基づく精神科病院に対する実地指導における特定年度の項目別の指導件数を統計的に整理したものであるところ、指導件数の多寡に応じて、次年度の実地指導における重点指導項目を決定しているため、かかる情報を公開することは、重点指導項目を公開することに等しいこととなる。

そして、重点指導項目は、当該年度の実地指導において、多数ある指導項目の中でも、特に重点的に確認を行うものであるため、かかる情報を公開すると、被指導者による当該重点指導項目の内容を満たすよう関係書類へ追記・改ざん等が行われたり、当該重点指導項目を満たすカル

テのみを検査対象としたりするなど、実地指導の手法に不当な介入を招き、実地指導を形骸化するおそれがある。

よって、かかる情報は、公開することにより、実地指導事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあるものとして、条例第5条第4号柱書に該当する。

ウ 別表の項番5の「非公開情報」欄に掲げる情報について

標記非公開情報は、休日・夜間における救急患者の迅速な受入を依頼するために用いる事業情報であり、受入れを行う特定病院やその救急病床数が記載されたものであるところ、休日・夜間における精神科救急医療体制においては、受入医療機関が日中に比べ極端に少なく、限定されており、限られた医療機関及び病床を最大限に活用して、救急対応を実施せざるを得ない。そのため、行政職員がトリアージにより優先順位を決定し、この優先順位に従って患者搬送、病院選定等を一元的に管理し、救急対応を行っている。

したがって、標記非公開情報を公開すると、公開されている休日・夜間の時間帯対応と組み合わせることにより、患者やその家族等からの直接の受診依頼や入院依頼が当該医療機関に集中し、当該病院にとって想定外の精神科救急医療への対応を求められることにより、本来、県との業務委託契約に基づき処理されるべき当該業務について、当該委託契約に則った適切な対応ができなくなるおそれがあり、その正当な利益を害するものとして条例第5条第2号本文に該当する。

さらに、標記非公開情報が精神科救急医療の適正な遂行のための情報であり、これを公開することにより、本業務に支障が生ずるおそれがあるものであることに鑑みれば、標記非公開情報を公開することにより、人の生命や身体、財産等の保護につながるものとはいえないため、標記非公開情報は、同条第2号ただし書に該当するものではない。

また、標記非公開情報を公開することにより、優先順位を決定し一元的に救急対応する本システムに支障が生ずるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

エ 別表の項番6の「非公開情報」欄に掲げる情報について

標記非公開情報は、特定期間の措置入院者への支援状況について、県保健福祉事務所を対象にアンケートを行い、その結果を、県保健福祉事務所ごと及び項目ごとに集計したもの及び措置入院者を支援しなかった（できなかった）理由が記載されたものである。

集計件数は、数字が記載されたものであって、特定の個人を識別することができないものの、その数値は決して大きくないこと、また、支援しなかった（できなかった）理由についても、特定の個人を念頭に個別具体的な情報が記載されていること、さらに、「措置入院」は、個人の人格、内面等に密接にかかわるものであることに鑑みると、標記非公開情報は、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであるといえる。

よって、これらの情報は、条例第5条第1号本文に該当する。

また、標記非公開情報のうち、集計件数については、いかなる媒体においても公表されていないことから条例第5条第1号ただし書イには該当せず、その内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ア、ウ及びエのいずれにも該当しないことは明らかであり、また、「支援しなかった（できなかった）理由」欄に記載された情報についても、同様に同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

オ 別表の項番7の「非公開情報」欄に掲げる情報について

標記非公開情報は、県保健福祉事務所・県内保健所の措置入院に関する課題・成果等が具体的に記載されたものであるところ、かかる情報は、別表の項番6の「非公開情報」欄に掲げる情報と同様に、措置入院に係る個別具体的な状況に関する情報が含まれるものであって、同情報の延長線上にある情報と評価できることから、上記エと同様の理由により、条例第5条第1号本文に該当する。

また、標記非公開情報について、それらの内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

カ 別表の項番8の「非公開情報」欄に掲げる情報について

標記非公開情報は、特定の個人の氏名は記載されていないものの、措置入院に関する特定の個人の詳細な情報であり、個人の内面に関わる機

微な性質をもつものであることから、上記エと同様の理由で、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあることは明らかである。

よって、標記非公開情報は条例第5条第1号本文に該当する。

また、標記非公開情報について、それらの内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

キ 別表の項番9、15及び16の「非公開情報」欄に掲げる情報について

標記非公開情報は、特定事件に係る職員のこころのケアとして実施した面接の実績値であるが、公表前の未確定情報であって、正確性が担保されたものではなく、かかる情報を公開すると、後日正確な数値を算出した上で行う正規の公表に支障を及ぼすおそれがある。

よって、条例第5条第4号柱書に該当する。

ク 別表の項番10及び11の「非公開情報」欄に掲げる情報について

標記非公開情報は、県保健福祉事務所ごと又は警察署ごとに精神保健福祉法第23条の規定に基づく通報件数、通報時期、通報後の取扱状況等が統計的に整理されたものであるところ、これらの情報には、同法第23条の規定に基づく通報とその後の取扱いが記載されている。

そのため、これらの情報を公開すると、慎重に行わなければならない措置入院の要否判断に不必要な判断要素を持ち込むおそれがある。

よって、標記非公開情報は、公開することにより、措置入院の適切な実施に支障を及ぼすものとして、条例第5条第4号柱書に該当する。

ケ 別表の項番12の「非公開情報」欄に掲げる情報について

措置入院者退院支援ガイドラインは、措置入院者の退院支援に関する具体的な対応方法が記載されたものであるところ、標記非公開情報は、積極的支援を要する措置入院退院者の判断基準に触れるものであり、かかる情報を公開することにより、退院後の支援を忌避する者が、同基準を参考に支援を受けないで済むように振る舞う等して、円滑な支援の実施に支障を及ぼすおそれがある。

よって、条例第5条第4号柱書に該当する。

コ 別表の項番13の「非公開情報」欄に掲げる情報について

標記非公開情報は、県内医師会、病院ほかごとに記載された「神奈川県地域災害医療コーディネート研修」を受講した者の氏名であり、特定の個人が識別される情報のため、条例第5条第1号本文に該当する。

また、標記非公開情報について、それらの内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

サ 別表の項番14の「非公開情報」欄に掲げる情報について

標記非公開情報は、神奈川メンタルヘルス対策推進連絡会議を構成する特定の4法人の担当者の役職及び氏名であって、これらは個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当する。

また、標記非公開情報について、それらの内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

シ 別表の項番17の「非公開情報」欄に掲げる情報について

標記非公開情報は、特定年度研究奨励表彰の予選選考結果に関する情報であり、本件公開請求時にはいまだ選考結果が公表されているもので、すらない選考過程にあるものであるところ、かかる情報を公開すると、選考に当たっての採点の傾向や基準が実質的に明らかとなり、関係者からの選考に関する要望や関係者間の摩擦を惹起することが懸念されるなど、県が事務局を務める神奈川県公衆衛生協会の各表彰における受賞者選考事務の公平かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、条例第5条第4号柱書に該当する。

ス 別表の項番18の「非公開情報」欄に掲げる情報について

標記非公開情報は、特定年度神奈川県公衆衛生協会長表彰の候補者に関するものであって、本件公開請求時にはいまだ選考結果が公表されているもので、すらない選考過程にあるものであるため、上記シと同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

(3) 条例第7条該当性について

条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることに鑑みると、ここにいう「公益上特に必要があると認

められるとき」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、個人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を上回る場合を意味すると解される。

これを本件についてみると、本件処分において非公開とした情報は、その内容に鑑みて、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体、健康等の保護の利益を超えたさらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難であると言わざるを得ない。

よって、かかる情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、同条の規定に基づき裁量的公開をしなかったことは適当である。

5 審査会の判断理由

(1) 行政文書の特定の妥当性について

審査請求人は、文書の探索が不十分であるか、又は、対象文書を情報公開の適用除外か、解釈上の不存在と判断することが違法であると主張している。これに対し実施機関は、本件裁決において明らかなように、行政文書の特定については既に審査済みであり、これを覆す新たな事情もないため、文書の特定に遺漏はない旨主張している。そこで、以下、本件処分における行政文書の特定の妥当性について検討する。

この点、当審査会は前回答申において、実施機関は別表の「行政文書名」欄に掲げる文書を対象文書として特定した上、改めて諾否決定を行うべき旨の判断を示した。そして、その後の本件裁決の内容及び本件処分の内容を確認したところ、当審査会による前回答申に沿った判断が行われていることが認められ、当該文書以外に請求内容に合致する文書の存在をうかがわせる新たな事情が認められない以上、行政文書の特定に遺漏はないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

以上のことから、本件処分における行政文書の特定は妥当である。

(2) 非公開情報該当性について

当審査会は、本件非公開情報が条例第5条各号に定める非公開情報に該当するか否かについては、別表の「当審査会が判断を示した過去の答申」欄に掲げた答申で判断済みであることから、以下、当該答申を踏まえて当審査会の判断を示すこととする。

ア 別表の項番2の「非公開情報」欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、標記情報は、精神科病院実地指導・入院者実地審査マニュアルの一部改訂の内容に関するものであると認められる。

実施機関は、標記情報が条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

この点、当審査会は答申第690号において、標記情報は「これを公開することにより、実地審査を避けようとする精神科病院が、措置入院患者の病状以外の要因を考慮した病状報告を行う等適切な措置入院が行われなくなるおそれがあると認められる」ことから、条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報に該当すると判断した。

そして、本件審査請求において、当該判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が標記情報を条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報に該当するとして非公開としたことは妥当である。

イ 別表の項番3及び4の「非公開情報」欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、項番3の「非公開情報」欄に掲げる情報は、精神科病院の実地指導に係る特定年度における項目別の指導実績件数であり、項番4の「非公開情報」欄に掲げる情報は、その翌年度における重点指導項目案であると認められる。

実施機関は、標記情報が条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

この点、当審査会は答申第690号において、「重点指導項目を過年度の指導実績件数に応じて決定しているという事情に鑑みれば、前者の情報は、後者の情報と実質的に同一であるということが出来る。そして、重点指導項目案は、本件処分があった年度に行うことを予定していた精

神科病院の实地指導に係るものであって、実施機関が説明するとおり、公開することにより、实地指導の対象となった精神科病院が当該重点指導項目の内容を満たすよう関係書類を整備する等、实地指導の内容を形骸化する事態を招くおそれがあると認められる」ことから、条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報に該当すると判断した。

本件審査請求においては、本件処分時に特定年度及びその翌年度の实地指導は既に終了していることが認められるものの、实地指導が毎年度実施される事務であることを踏まえると、標記情報の公開により实地指導の実施に関する傾向が明らかになることで、今後実施されることとなる实地指導の形骸化を招くおそれがあることは否定し難い。

よって、実施機関が条例第5条第4号柱書に該当することを理由に当該情報を非公開としたことは妥当である。

ウ 別表の項番5の「非公開情報」欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、標記情報は、休日・夜間における精神科病院の救急医療体制に関する情報であると認められる。

実施機関は、標記情報が条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

この点、当審査会は答申第690号において、標記情報は「精神科救急医療体制に関する情報であって、休日及び夜間における精神科救急の受入を行う医療機関に関する情報であるところ、同体制にあっては、休日及び夜間における精神科救急に対応できる医療機関が極端に少ない現状にあって、対応可能な限られた医療機関及び病床を最大限に活用するため、行政職員がトリアージにより優先順位を決定し、当該優先順位に従って急患搬送、病院選定等を一元的に管理していることが認められる。」としたうえで、「このように限られた医療機関及び病床を最大限に活用するため、行政職員がトリアージによる優先順位付けを行っている状況に鑑みると、かかる情報を公開することにより、トリアージを経ず、各医療機関で直接的に救急対応を行わざるを得ない事態が生じ、休日及び夜間における精神科救急医療体制自体が成り立たなくなることは容易に想定されるものである」ことから、条例第5条第4号柱書に規定

する事務等に関する情報に該当すると判断した。

そして、本件審査請求において、当該判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が標記情報を条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報に該当するとして非公開としたことは妥当である。

エ 別表の項番6の「非公開情報」欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、標記情報は、県保健福祉事務所及び県内保健所ごとに、措置入院者にかかる各項目を統計として集計し、また、措置入院者への支援について、支援に至らなかった個別具体的な理由を整理したものであると認められる。

実施機関は、標記情報が条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当し、かつ、同号ただし書アからエまでに規定する例外的公開情報のいずれにも該当しないことを理由に非公開としている。

この点、当審査会は答申第792号において、標記情報は「県保健福祉事務所及び県内保健所ごとに整理されたものであって、集計値も決して大きくないこと、また、支援に至らなかった理由が個別具体的に整理されていること、さらに、『措置入院』という個人の人格、内面等に密接にかかわる情報であることに鑑みると、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。」とし、また、「条例第5条第1号ただし書アからエまでに規定する例外的公開情報にも該当しない」と判断した。

そして、本件審査請求において、当該判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が標記情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当するとして非公開としたことは妥当である。

オ 別表の項番7及び8の「非公開情報」欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、項番7の「非公開情報」欄に掲げる情報は、県保健福祉事務所及び県内保健所における措置入院にかかる課題、成果等を整理したものであり、項番8の「非公開情報」欄に掲げる情報は、特定の保健福祉事務所における措置入院の事例として、特定の者を

念頭に、措置入院に係る具体的状況が記載されたものであると認められる。

実施機関は、標記情報が条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当し、かつ、同号ただし書アからエまでに規定する例外的公開情報のいずれにも該当しないことを理由に非公開としている。

この点、当審査会は答申第792号において、標記情報は「特定の保健福祉事務所における措置入院の事例として、特定の者を念頭に、措置入院に係る具体的状況が記載されたものである」として、上記エに掲げる情報と同様の理由により、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当するとして非公開とした実施機関の判断を妥当とした。

そして、本件審査請求において、当該判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が標記情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当するとして非公開としたことは妥当である。

カ 別表の項番9、15及び16の「非公開情報」欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、標記情報は、特定事件を受けて特定施設職員向けに実施された、公表前の面接対応実績人数であることが認められる。

実施機関は、標記情報が条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

この点、当審査会は、別表の項番9の「非公開情報」欄に掲げる情報については答申第792号において、また、別表の項番15及び16の「非公開情報」欄に掲げる情報については答申第795号において、それぞれの答申の対象となった処分時（平成30年12月26日及び平成31年1月31日）には、最終的な面接対応実績人数は記者発表されていたと思料され、仮に、公表前の面接対応実績人数が記者発表された最終的な面接対応実績人数と一致しないものであったとしても、公表前の面接対応実績人数が途中経過の数値にとどまるものであったことは明白となっている以上、公表前の面接対応実績人数を公開したとしても、最終的な記者発表数値の正確性に疑義を生じさせるような事態につながるとは想定し難いとし

て、公開しても条例第5条第4号に規定する「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるとは認められないため、実施機関は公表前の面接対応実績人数を公開すべきであると判断した。

本件審査請求においても、本件処分時（平成31年4月17日）には、最終的な面接対応実績人数は記者発表されていたと思料され、かつ、上記判断を覆すに足りる新たな事情も認められない以上、標記情報は、条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報とは認められないため、これを公開すべきである。

キ 別表の項番10及び11の「非公開情報」欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、標記情報は、特定2カ年度分の「保健所等別23条通報状況（県域）」と題する行政文書及び「警察署別23条通報受付状況」と題する行政文書に含まれる情報であり、各地域における保健所等及び警察署ごとの、精神保健福祉法第23条の規定に基づく通報を受けての診察件数、不実施件数、取下げ件数、これらの合計値、措置診察不実施理由、通報時間帯及び診察時間帯であると認められる。

実施機関は弁明書において、標記情報を公開すれば「慎重に行わなければならない措置入院の要否判断に不必要な判断要素を持ち込むおそれがある」ことを理由に、条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報として非公開としている。

しかし、精神保健福祉法は、措置入院の要件として「その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めたとき」と定めている（精神保健福祉法第29条第1項）。

すると、これらの要件該当性の判断に関係があるとはおよそ認め難い標記情報の公開が、精神保健指定医による措置入院の要否判断に影響を与えるとは想定し難い。

よって、実施機関の示した非公開理由をもっては、標記情報が条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報とは認められないことから、実施機関はこれを公開すべきである。

ク 別表の項番12の「非公開情報」欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、標記情報は、各保健福祉事務所等による積極的な支援を要する措置入院退院者の判断基準を示したものであると認められる。

実施機関は、標記情報が条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

この点、当審査会は答申第792号において、標記情報は「公開することにより、退院後の支援を忌避する者が、同基準を参考に支援を受けないで済むように振る舞う等して、円滑な支援の実施に支障を及ぼすおそれがあると認められる」として、条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報に該当すると判断した。

そして、本件審査請求において、当該判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が標記情報を条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報に該当するとして非公開としたことは妥当である。

ケ 別表の項番13及び14の「非公開情報」欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、項番13の「非公開情報」欄に掲げる情報は、「神奈川県地域災害医療コーディネート研修 受講状況」と題する文書に記載されている受講者の氏名であり、項番14の「非公開情報」欄に掲げる情報は、「神奈川メンタルヘルス対策推進連絡会議 特定年度 構成員名簿」と題する文書に記載されている構成員のうち、特定の4法人の担当者の役職名及び氏名であると認められる。

実施機関は、標記情報が条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当し、かつ、同号ただし書アからエまでに規定する例外的公開情報のいずれにも該当しないことを理由に非公開としている。

この点、当審査会は答申第795号において、標記情報は「条例第5条第1号本文に規定する『個人に関する情報（略）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの』に該当し、かつ、同号ただし書アからエまでに規定する例外的な公開情報のいずれにも該当しないことは明らかである」ことから、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当すると判断した。

そして、本件審査請求において、当該判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が標記情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当するとして非公開としたことは妥当である。

コ 別表の項番17及び18の「非公開情報」欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、項番17の「非公開情報」欄に掲げる情報は、特定年度研究奨励表彰の予備選考集計結果に関する情報であり、表彰候補となった作品の演題名、演者の氏名、演者の所属名及び予備選考集計結果等が記載されていることが認められる。また、項番18の「非公開情報」欄に掲げる情報は、特定年度神奈川県公衆衛生協会長表彰の推薦を受けた候補者の一覧であり、被表彰候補者の氏名、職業、年齢、生年月日、推薦事項、推薦団体等が記載されていることが認められる。

実施機関は、標記情報が条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

この点、当審査会は答申第795号において、当該答申の対象となった処分時（平成31年1月31日）においては最終的な表彰結果が公表されていたことが認められるものの、当該表彰が例年実施される事業であることを踏まえると、これが公開されることで、採点の傾向や基準が明らかとなり、関係者からの選考に関する要望や関係者間の摩擦を惹起することが懸念されるとする実施機関の説明は不合理とはいえず、今後も継続する表彰事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあることは否定できないとして、条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報に該当すると判断した。

本件審査請求においても、本件処分時（平成31年4月17日）には、最終的な表彰結果が公表されていたことが認められるものの、上記判断を覆すに足りる新たな事情も認められない以上、実施機関が標記情報を条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報に該当するとして非公開としたことは妥当である。

(3) 裁量的公開について

審査請求人は、条例第7条の規定に基づき、本件非公開情報の裁量的公

開を実施すべき旨主張しているが、本件においては、同条を適用すべきであると判断するに足りる特別の事情があるとは認め難いことから、実施機関が同条の規定に基づく裁量的公開を実施しなかったことは妥当である。

(4) その他

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 附言

実施機関は弁明書において、上記「4」のとおり、本件処分における非公開理由を説明しているが、当審査会が本件処分に係る行政文書一部公開決定通知書を確認したところ、実施機関が条例第5条各号に該当すると判断した理由の記載が、単なる条文の引用にとどまるものとなっており、各号に該当すると判断した具体的な理由の記載が認められなかった。

かかる付記理由は、実施機関に非公開理由の付記を義務付けた条例第10条第3項の趣旨、すなわち、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、その審査請求に便宜を与えるという趣旨に反するものといわざるを得ない。

そして、上記理由付記規定の趣旨に鑑みれば、理由付記の不備は、審査請求後の弁明書における理由の補足によって治癒されるものではないと解すべきであるから、本件処分における理由付記は不十分であったと言わざるを得ない。

今後、実施機関が行政文書公開請求に対して非公開決定を行うにあたっては、条例第10条第3項の上記趣旨を達するに足りる具体的理由を付記することを徹底するよう、ここに附言する。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

項番	行政文書名	本件処分における 諾否の内容	非公開情報	当審査会が判断を示した 過去の答申
1	平成28年8月8日付け「特定事件の犠牲者追悼のための半旗の掲揚について（依頼）」	公開	なし	なし
2	平成28年度第1回保健福祉事務所等精神保健福祉業務担当者会議に係る会議資料	一部公開	「精神科病院実地指導・入院者実地審査マニュアルの一部改訂について」のマニュアル改訂に関する情報	答申第690号
3			「特定年度判定表番号別指導項目件数表」のタイトルを除く情報	
4			「特定年度精神科病院実地指導における重点指導項目について」のタイトルを除く情報	
5			「神奈川県精神科救急医療体制（4県市協調）」の病院名及び病床数に関する情報	
6			「保健福祉事務所・保健所による措置入院者の支援状況」の年度ごとの措置入院者の支援状況に関する情報	
7	「保健福祉事務所・保健所による措置入院者の支援状況（2）」の「課題、成果等事由記載」欄中の情報			
8	「特定保健福祉事務所 別表」の特定の措置入院例に関する情報			
9	「特定事件に係る職員のこころのケア対応概要」の「4 面接対応実績（9/8現在）」中の非公開情報			
10	平成28年度第2回保健福祉事務所等精神保健福祉業務連絡会に係る会議資料		「特定年度 保健所等別23条通報状況」の保健所等ごとの23条通報の状況に関する情報	答申第699号
11			「特定年度 警察署別23条通報受付状況」の警察署ごとの23条通報の状況に関する情報	
12	平成28年9月定例所長会議に係る会議資料		「措置入院者退院支援ガイドライン」の「Ⅲ ガイドライン」の「(2)積極的支援の要否判断」中の非公開情報	答申第792号
13			「神奈川県地域災害医療コーディネーター研修 受講状況」の受講者に関する情報	答申第795号
14			「神奈川メンタルヘルス対策推進連絡会議特定年度構成員名簿」の構成員に関する情報	
15			「特定事件に係る職員のこころのケア対応概要」の「4 面接対応実績（9/8現在）」中の非公開情報	
16			「特定施設への支援について」の「Ⅲ. 面接対応実績（9/2 現在）」中の非公開情報	
17			「特定年度研究奨励表彰予備選考集計結果」の予備選考集計結果に関する情報	
18			「特定年度神奈川県公衆衛生協会会長表彰被表彰者推薦一覧」の表彰の推薦を受けた候補者に関する情報	

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和元年7月5日 (収受)	○ 諮問
令和6年9月17日 (第248回部会)	○ 審議
令和6年10月22日 (第249回部会)	○ 審議
令和6年11月26日 (第250回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
小 沢 奈 々	横浜国立大学教育学部准教授	部 会 員
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

(令和7年1月6日現在) (五十音順)